

平成30年第3回浦幌町議会定例会 議案説明資料

目 次

- ・ 報告第6号（健全化判断比率の報告）、報告第7号（資金不足比率の報告）説明資料…………… P 1～10
- ・ 議案第51号（浦幌町町有住宅使用管理条例の一部改正）説明資料…………… P 11～13
- ・ 議案第52号（浦幌町模範牧場設置及び管理等に関する条例の一部改正）説明資料…………… P 14～16
- ・ 議案第53号（一般会計補正予算）説明資料…………… P 17～26
- ・ 議案第54号（国民健康保険事業特別会計補正予算）説明資料…………… P 27
- ・ 議案第55号（後期高齢者医療特別会計補正予算）説明資料…………… P 28
- ・ 議案第56号（介護保険特別会計補正予算）説明資料…………… P 29・30
- ・ 議案第57号（浦幌町立診療所特別会計補正予算）説明資料…………… P 31
- ・ 議案第58号（公共下水道特別会計補正予算）説明資料…………… P 32
- ・ 議案第59号（個別排水処理施設特別会計補正予算）説明資料…………… P 33
- ・ 議案第60号（簡易水道特別会計補正予算）説明資料…………… P 34

健全化判断比率の報告及び資金不足比率の報告説明資料

(総務課)

平成29年度決算に基づく浦幌町の健全化判断比率等の状況

	平成29年度	平成28年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	—	20.0%	30.0%
実質公債費比率	8.7%	9.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	—	350.0%	—

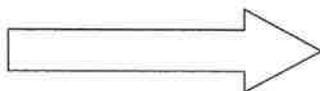
	平成29年度	平成28年度	経営健全化基準
資金不足比率	公共下水道	—	20.0%
	個別排水処理	—	20.0%
	簡易水道	—	20.0%

※「—」は、赤字及び将来負担が発生していないため比率が算定されないものです。

健全化判断比率等の概要

①実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{㊶一般会計等の実質赤字額}}{\text{㊷標準財政規模}}$$



浦幌町の健全化判断比率等の状況

①実質赤字比率

$$\text{算出されない} = \frac{\text{赤字額なし}}{3,978,880\text{千円}}$$

※参考

実質黒字比率	4.58%
--------	-------

○一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

- ・一般会計等＝一般会計及び特別会計のうち次の①から③以外のもの
 - ①地方公営企業法第2条の適用企業に係る特別会計
 - ②地方財政法第6条の公営企業に係る特別会計のうち、①以外のもの
 - ③上記①及び②に掲げるもののほか、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、老人保健事業、農業共済事業、介護サービス事業、駐車場事業、交通災害共済事業、公営競技に関する事業、公立の大学又は大学の医学部若しくは歯学部附属する病院に関する事業及び有料道路事業に係る特別会計
- ・一般会計等の実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）
- ・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
＝形式赤字＋（継続費の逡次繰越額＋繰越明許費繰越額＋事故繰越額＋未収入特定財源）
- ・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払いを翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額
- ・標準財政規模＝地方財政法第5条の4第1項第2号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額（地方財政法施行令附則第12条第2項の規定により臨時財政対策債発行可能額を含む。）

- ・一般会計等＝本町の場合、一般会計、町有林野特別会計及び浦幌町立診療所特別会計

（単位：千円）

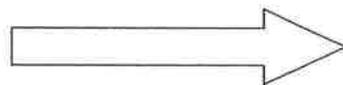
	歳入	歳出	差引	翌年度繰越財源	実質収支
一般会計	7,640,692	7,430,410	210,282	49,527	160,755
町有林野	156,319	149,039	7,280	0	7,280
町立診療所	279,734	265,520	14,214	0	14,214
計	8,076,745	7,844,969	231,776	49,527	182,249 ㊶

- ・標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額含む）3,978,880千円 ㊷
標準財政規模 3,978,880千円
（臨時財政対策債発行可能額） 151,013千円

※以下、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率についても同様

②連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{㉔連結実質赤字額}}{\text{㉕標準財政規模}}$$



②連結実質赤字比率

$$\text{算出されない} = \frac{\text{赤字額なし}}{3,978,880\text{千円}}$$

※参考

連結実質黒字比率	6.55%
----------	-------

〇全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

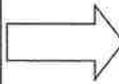
- ・ 連結実質赤字額 = (A + B) - (C + D)
- ・ A = 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ・ B = 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ・ C = 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ・ D = 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額
- ・ 実質黒字額 = 歳入（繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額を除く。）が歳出を超える場合の当該超える額

（単位：千円）

	歳入	歳出	差引	翌年度繰越財源	実質収支
一般会計等	8,076,745	7,844,969	231,776	49,527	182,249
国保事業	951,109	909,777	41,332	0	41,332
後期高齢	87,500	87,431	69	0	69
介護保険	658,371	637,877	20,494	0	20,494
公共下水道	284,289	278,462	5,827	0	5,827
個別排水	46,801	45,777	1,024	0	1,024
簡易水道	396,170	386,374	9,796	0	9,796
計	10,500,985	10,190,667	310,318	49,527	260,791

③実質公債費比率（3か年平均）

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{㉔地方債の元利償還金} + \text{㉕準元利償還金}) - (\text{㉖特定財源} + \text{㉗元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{㉘標準財政規模} - (\text{㉗元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$



③実質公債費比率（3か年平均）

$$29 \text{ 年度単年度 } \quad \left(\begin{array}{l} 750,193 \text{千円} + 286,597 \text{千円} \\ - (52,884 \text{千円} + 696,914 \text{千円}) \end{array} \right) \\ \boxed{8.74451\%} = \frac{\quad}{3,978,880 \text{千円} - 696,914 \text{千円}}$$

○一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率

（※）標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

- ・ 地方債の元利償還金
 一般会計等の地方債元利償還金（繰上償還額及び借換債を財源として償還した額を除く。）
- ・ 準元利償還金の内容
 - (1) 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
 - (2) 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの

27 年度単年度	28 年度単年度	29 年度単年度	3 か年平均
9.19048%	8.39989%	8.74451%	8.7%

- ・ 地方債の元利償還金（繰上償還額除く） **750,193千円** ㉔
 - 一般会計等の元利償還金 750,193千円
 - 繰上償還額 0千円
- ・ 準元利償還金 = (1)～(5)の合計 **286,597千円** ㉕
 - (1) 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額 **0千円**
 - (2) 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの

	繰出金	元利償還金	準元利償還金
公共下水道会計	166,617千円	170,122千円	147,784千円
個別排水会計	25,385千円	16,446千円	14,759千円
簡易水道会計	136,045千円	184,559千円	119,790千円
計	328,047千円	371,127千円	282,333千円

※元利償還金からは、借換債発行額及び資本費平準化債発行額を控除

(3) 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

(3) 組合等への負担金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

十勝環境複合事務組合	1,578千円
計	1,578千円

(4) 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

(4) 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

農林水産業関連融資事業に伴う利子補給	2,531千円
計	2,531千円

(5) 一時借入金の利子

(5) 一時借入金の利子

155千円

・ 特定財源＝国や都道府県等からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等

・ 特定財源＝(1)と(2)の合計

52,884千円 ㊦

(1) 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものに充当された特定財源

農林水産業関連融資事業に伴う利子補給に対する道補助金	872千円
計	872千円

(2) 地方債元利償還金に充当された特定財源

公営住宅使用料（住宅の維持管理経費に充当した後の残額）	51,688千円
ウタリ住宅改良資金貸付金元利収入（全額）	324千円
計	52,012千円

・ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額＝普通交付税で措置された額

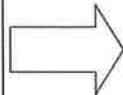
・ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（当該年度普通交付税算入額）

696,914千円 ㊧

※将来負担比率についても同様

④将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{㊸将来負担額} - (\text{㊶充当可能基金額} + \text{㊷特定財源見込額} + \text{㊫地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{㊹標準財政規模} - (\text{㊳元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$



④将来負担比率

$$-5.5\% = \frac{11,572,896\text{千円} - (4,095,174\text{千円} + 380,640\text{千円} + 7,278,299\text{千円})}{3,978,880\text{千円} - 696,914\text{千円}}$$

○一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

・将来負担額の内容

(1)一般会計等の地方債現在高

満期一括償還地方債の現在高を含めた実額ベースの現在高

(2)債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為に基づく支出予定額のうち、地方財政法第5条各号に規定する経費の支出に係る比率算定年度の前年度末日において支出が確定している額であって、当該団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

具体的には、同条各号に規定する経費に係る以下の①から⑥に掲げる額のうち、当該団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額（当該年度以降の利払いに要する支出予定額を除く。）の合計額

①PFI事業に係るもののうち、公共施設又は公用施設の建設事業費等に係る経費の支出予定額

②大規模な宅地開発又は住宅建設に関連して地方公共団体に代わって住宅・都市整備公団等の宅地融資を受けた者が行う公共施設等の建設に要する経費のうち当該地方公共団体が負担する費用の支

・将来負担額 = (1)～(7)の合計

11,572,896千円 ㊸

(1)一般会計等の地方債現在高

8,361,189千円

(2)債務負担行為に基づく支出予定額(元金分のみ)

0千円

出予定額

- ③国営事業等に対する負担金に係る経費の支出予定額
 - ④地方公務員共済組合が建設した職員住宅その他の施設の無償譲渡を受けるため支払う賃借料に係る支出予定額
 - ⑤公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第1号に規定する土地の取得に要する額
 - ⑥①から⑤に掲げたもののほか、これらに準ずるものとして当該団体において合理的に算定した支出予定額
- (3) 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額
- 原則として、会計ごとに①と②のいずれか大きい額を計上（ただし、経常利益の額がある企業については②の額とする。）
- ①現在の繰出基準で元金償還金へ繰出すことが予定される債務残高の額
 - ②一般会計等以外の会計の元金償還に係る一般会計等の負担割合（一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち一般会計等以外の特別会計の元金償還に充てられた額の割合）を当該年度の前年度末における地方債の現在高に乗じた額
- (4) 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額
地方公共団体の一般会計等から、当該団体が加入する組合又は当該団体が設置団体である地方開発事業団が起こした地方債の元金の償還に充てることが見込まれる額
- (5) 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額
一般職に属する職員のうちその退職手当を一般会計等において実質

- (3) 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額

(単位：千円)

	元金の残高	繰出割合	算定額	繰出基準	将来負担額
下水道	904,710	0.865	782,574	585,075	782,574
個別排水	211,086	0.900	189,977	159,972	189,977
簡易水道	1,971,916	0.700	1,380,341	993,055	1,380,341
計	3,087,712		2,352,892	1,738,102	2,352,892

- ・繰出割合＝過去3年の元金償還額に対する一般会計等からの繰出金の割合
- ・算定額＝元金の残高×繰出割合
- ・繰出基準＝国で定められた一般会計等から繰り出すべき額
- ・将来負担額＝算定額と繰出基準のいずれか大きい額。ただし、経常利益がある場合は算定額（いずれの会計も経常利益あり。）

- (4) 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額

十勝環境複合事務組合	10,174千円
------------	----------

- (5) 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額

848,641千円

的に負担することが見込まれる職員及び特別職に属する職員のうち退職手当を一般会計等において実質的に負担することが見込まれる職員全員が、比率算定年度の前年度末日に自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額の合計額

(6) 設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額

①から⑤に掲げる負債及び債務の区分に応じ、当該団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額として、該当するすべての区分について当該区分に定める額を合計した額

- ① 設立した地方道路公社の負債
- ② 設立した土地開発公社の負債
- ③ 設立した地方独立行政法人の負債
- ④ 設立団体以外の地方公共団体で土地開発公社に債務保証をしている団体における保証債務
- ⑤ 地方公共団体の損失補償又は保証に係る債務

(7) 組合等の連結実質赤字額相当額に係る一般会計等負担見込額

- ・ 充当可能基金額＝当該地方自治体に設置されている地方自治法第241条の基金のうち次の①から④以外の基金であって、現金、預金、国債、地方債及び政府保証債務等として保有しているもの
 - ① 災害救助法第37条に定める災害救助基金
 - ② 高齢者の医療の確保に関する法律第116条に定める財政安定化基金
 - ③ 介護保険法第147条に定める財政安定化基金
 - ④ 地方財政法第6条の公営企業に設けられた基金その他法律又は政令の規定により地方債の償還額等に充てることができないと認められる基金

(6) 設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額

① 設立した地方道路公社の負債	0千円
② 設立した土地開発公社の負債	0千円
③ 設立した地方独立行政法人の負債	0千円
④ 設立団体以外の地方公共団体で土地開発公社に債務保証をしている団体における保証債務	0千円
⑤ 地方公共団体の損失補償又は保証に係る債務	0千円
合計	0千円

(7) 組合等の連結実質赤字相当額に係る一般会計等負担見込額

実質収支が赤字の組合等はなし。 0千円

・ 充当可能基金額

財政調整基金	1,681,655千円
減債基金	120,642千円
その他特定目的基金	2,050,552千円
町有林野事業基金	61,803千円
国民健康保険事業基金	126,040千円
介護給付費準備基金	51,745千円
勤労者生活資金貸付基金	2,737千円
合計	4,095,174千円 ①

・特定財源＝次の①から⑤に掲げる地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入

- ①国庫支出金、都道府県支出金又は他の地方公共団体からの分担金及び負担金
- ②地方債を原資として貸し付けた当該貸付金の償還額
- ③公営住宅の賃貸料その他の使用料
- ④都市計画税
- ⑤①から④に掲げるもののほか、その性質により将来負担額に充てることができると思われる特定の歳入

・地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額

地方債の償還等に要する経費として、公債費又は事業費補正若しくは密度補正により比率算定年度以降において基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として、総務大臣の定めるところにより算定した額

・特定財源見込額＝(1)と(2)の合計

380,640千円 ㉑

(1)ウタリ住宅改良資金貸付金元利収入

0千円

対象地方債残高 0千円

貸付金残高 2,974千円

滞納繰越があるため、対象地方債残高を上限とする。

(2)町営住宅使用料、職員住宅貸付収入、町有住宅貸付収入

	地方債現在高等	平均充当率	充当見込額
公 営 住 宅 使 用 料	693,333千円	0.549	380,640千円
計			380,640千円

・地方債の現在高等＝対象となる地方債の現在高又は債務負担行為に基づく支出予定額

・平均充当率＝過去3年の元金償還金又は債務負担行為に基づく支出額に対する充当額の割合

・充当見込額＝地方債の現在高等×平均充当率

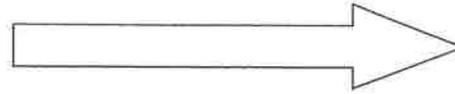
・地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

7,278,299千円 ㉒

※後年度普通交付税に算入されることが見込まれる額

⑤資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{㊀資金の不足額}}{\text{㊀事業の規模}}$$



⑤資金不足比率

$$\text{算出されない} = \frac{\text{いずれの会計も資金不足は発生していない}}{\text{事業の規模}}$$

○公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

・資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高）－解消可能資金不足額

・事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入額－受託工事収益に相当する収入額

（単位：千円）

	歳入 ①	翌年度繰越財源 ②	歳出 ③	算入地方債現在高 ④	資金の不足額 又は剰余額 ①-②-③-④
下水道	284,289	0	278,462	0	5,827 ㊀
個別排水	46,801	0	45,777	0	1,024 ㊀
簡易水道	396,170	0	386,374	0	9,796 ㊀

・算入地方債現在高＝建設改良費・準建設改良費（資本費平準化債含む。）以外の経費の財源に充てるために起こした地方債（退職手当債など）の残高

（単位：千円）

	営業収益に相当する収入額	受託工事収益に相当する額	事業の規模
下水道	66,810	0	66,810 ㊀
個別排水	12,177	0	12,177 ㊀
簡易水道	154,985	0	154,985 ㊀

浦幌町町有住宅使用管理条例の一部を改正する条例説明資料

(教育委員会)

1 改正の趣旨

浦幌町町有住宅使用管理条例（昭和30年浦幌町条例第1号）の別表2に定める住宅の内容に変更があったため一部改正を行うものです。

2 改正の理由

浦幌町立上浦幌中央小学校の教員住宅（昭和57年度建設）1棟2戸については、老朽化により使用に耐えないとして11月に取り壊すことから用途を廃止する。

また、同校の教員住宅1棟2戸を新たに建設したことから別表2に追加する。

3 改正の内容

①別表2において、教員住宅（昭和57年度建設）の取り壊しにより用途を廃止するため削除

建設年度	位置名	学校名	構造	1戸当たり面積(m ²)	使用料	戸数	備考
昭和57年度	宝生	上浦幌中央小学校	木造平屋建	60.7	10,900	2	

②別表2において、新たに教員住宅1棟2戸を建設したため追加

建設年度	位置名	学校名	構造	1戸当たり面積(m ²)	使用料	戸数	備考
平成30年度	宝生	上浦幌中央小学校	木造平屋建	69.5	19,600	2	

4 施行期日

平成30年11月1日から施行する。

浦幌町町有住宅使用管理条例（昭和30年条例第1号）新旧対照表

改正後								改正前							
第1条～別表1（第6条関係）（略）								第1条～別表1（第6条関係）（略）							
別表2（第6条関係）								別表2（第6条関係）							
建設年度	位置名	学校名	構造	1戸当り面積(m ²)	使用料	戸数	備考	建設年度	位置名	学校名	構造	1戸当り面積(m ²)	使用料	戸数	備考
昭和56年度	万年	浦幌小学校	木造平屋建	60.7	10,900	4		昭和56年度	万年	浦幌小学校	木造平屋建	60.7	10,900	4	
								昭和57年度	宝生	上浦幌中央小学校	木造平屋建	60.7	10,900	2	
昭和57年度	緑町	浦幌小学校	木造平屋建	70.8	12,500	1		昭和57年度	緑町	浦幌小学校	木造平屋建	70.8	12,500	1	
昭和57年度	緑町	浦幌小学校	木造平屋建	65.2	11,600	1		昭和57年度	緑町	浦幌小学校	木造平屋建	65.2	11,600	1	
昭和57年度	緑町	浦幌小学校	木造平屋建	60.7	10,900	2		昭和57年度	緑町	浦幌小学校	木造平屋建	60.7	10,900	2	
昭和57年度	万年	浦幌中学校	木造平屋建	60.7	10,900	2		昭和57年度	万年	浦幌中学校	木造平屋建	60.7	10,900	2	
昭和61年度	宝生	上浦幌中央小学校	木造平屋建	60.7	11,300	2		昭和61年度	宝生	上浦幌中央小学校	木造平屋建	60.7	11,300	2	
昭和63年度	宝生	上浦幌中央小学校	木造平屋建	67.3	12,500	1		昭和63年度	宝生	上浦幌中央小学校	木造平屋建	67.3	12,500	1	
平成元年度	共栄	浦幌小学校	木造平屋建	62.9	11,700	2		平成元年度	共栄	浦幌小学校	木造平屋建	62.9	11,700	2	
平成2年度	宝生	上浦幌中学校	木造平屋建	62.9	11,700	2		平成2年度	宝生	上浦幌中学校	木造平屋建	62.9	11,700	2	
平成2年度	南町	浦幌小学校	木造平屋建	67.7	11,700	3		平成2年度	南町	浦幌小学校	木造平屋建	67.7	11,700	3	
平成3年度	宝生	上浦幌中学校	木造平屋建	62.9	11,700	2		平成3年度	宝生	上浦幌中学校	木造平屋建	62.9	11,700	2	
平成3年度	南町	浦幌小学校	木造平屋建	67.7	11,700	4		平成3年度	南町	浦幌小学校	木造平屋建	67.7	11,700	4	
平成4年度	宝生	上浦幌中学校	木造平屋建	62.9	11,700	2		平成4年度	宝生	上浦幌中学校	木造平屋建	62.9	11,700	2	
平成4年度	南町	浦幌小学校	木造平屋建	67.7	11,800	2		平成4年度	南町	浦幌小学校	木造平屋建	67.7	11,800	2	
平成4年度	南町	浦幌中学校	木造平屋建	67.7	11,800	2		平成4年度	南町	浦幌中学校	木造平屋建	67.7	11,800	2	

改正後						改正前							
平成5年度	宝生	上浦幌中学校	木造平屋建	86.6	15,000	1	平成5年度	宝生	上浦幌中学校	木造平屋建	86.6	15,000	1
平成5年度	宝生	上浦幌中学校	木造平屋建	62.9	11,700	2	平成5年度	宝生	上浦幌中学校	木造平屋建	62.9	11,700	2
平成5年度	住吉町	浦幌中学校	木造平屋建	86.6	15,200	2	平成5年度	住吉町	浦幌中学校	木造平屋建	86.6	15,200	2
平成6年度	緑町	浦幌中学校	木造平屋建	67.7	11,800	2	平成6年度	緑町	浦幌中学校	木造平屋建	67.7	11,800	2
平成7年度	緑町	浦幌中学校	木造平屋建	67.7	11,800	2	平成7年度	緑町	浦幌中学校	木造平屋建	67.7	11,800	2
平成29年度	宝生	上浦幌中央小学校	木造平屋建	83.8	25,200	1	平成29年度	宝生	上浦幌中央小学校	木造平屋建	83.8	25,200	1
平成30年度	宝生	上浦幌中央小学校	木造平屋建	69.5	19,600	2							

別表3 (第6条関係) ~第5号様式 (略)

別表3 (第6条関係) ~第5号様式 (略)

浦幌町模範牧場設置及び管理等に関する条例の一部 を改正する条例説明資料

(産 業 課)

1 改正の趣旨

近年、飼料及び資材等の高騰により、飼養に係る費用と収益に大きな乖離があることから、模範牧場の使用料の見直し等について審議する諮問機関として審議会を設置するため、条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

① 模範牧場審議会設置等に関する規定の追加

- ・ 審議会の設置（第14条）
- ・ 組織（第15条）
- ・ 会長及び副会長（第16条）
- ・ 審議会の招集（第17条）
- ・ 会議（第18条）
- ・ 報酬等（第19条）

② 模範牧場審議会設置等に関する規定の追加に伴う条項の繰り下げ

3 施行期日

公布の日から施行する。

浦幌町模範牧場設置及び管理等に関する条例（平成22年条例第17号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第13条（略） <u>（模範牧場審議会の設置）</u></p>	<p>第1条～第13条（略）</p>
<p>第14条 <u>町長の諮問に応じ、模範牧場の使用料及び施設整備について審議するため、浦幌町模範牧場審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u> <u>（組織）</u></p>	
<p>第15条 <u>審議会の委員は、8名以内をもって組織し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。</u> <u>（1） 農業委員</u> <u>（2） 農業協同組合役職員</u> <u>（3） 農業共済組合役職員</u> <u>（4） 受益者</u> <u>（5） 学識経験者</u> 2 <u>委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。</u> <u>（会長及び副会長）</u></p>	
<p>第16条 <u>審議会に会長及び副会長を置く。</u> 2 <u>会長及び副会長は委員の互選とする。</u> 3 <u>会長は会務を総理し、審議会を代表し、その会議の議長となる。</u> 4 <u>副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。</u> <u>（審議会の招集）</u></p>	
<p>第17条 <u>審議会は、必要に応じ町長が招集する。</u> <u>（会議）</u></p>	
<p>第18条 <u>審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。</u> 2 <u>審議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。</u> <u>（報酬等）</u></p>	
<p>第19条 <u>委員の報酬及び費用弁償の支給については、非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例（昭和31年浦幌町条例第19号）の定めるところによる。この場合において、報酬の額は、同条例別表その他の委員会・協議会・審議会等の委員に相当する額とする。</u> （指定管理者による管理）</p>	<p>（指定管理者による管理）</p>
<p>第20条 <u>町長は、模範牧場の管理について必要</u></p>	<p>第14条 <u>町長は、模範牧場の管理について必要</u></p>

改正後	改正前
<p>があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p>	<p>があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p>
<p>第21条 前条の規定により指定管理者に模範牧場の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（利用料金）</p>	<p>第15条 前条の規定により指定管理者に模範牧場の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（利用料金）</p>
<p>第22条 町長は、相当と認めるときは、指定管理者に模範牧場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>（適用除外）</p>	<p>第16条 町長は、相当と認めるときは、指定管理者に模範牧場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>（適用除外）</p>
<p>第23条 前条第1項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合には、第7条及び第8条の規定は、適用しない。</p> <p>（目的の達成）</p>	<p>第17条 前条第1項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合には、第7条及び第8条の規定は、適用しない。</p> <p>（目的の達成）</p>
<p>第24条 指定管理者は、自己牛の導入等家畜の収容状況により模範牧場の設置目的を効果的に達成するため、必要な事業を行うことができる。</p> <p>（委任）</p>	<p>第18条 指定管理者は、自己牛の導入等家畜の収容状況により模範牧場の設置目的を効果的に達成するため、必要な事業を行うことができる。</p> <p>（委任）</p>
<p>第25条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。</p>

一般会計補正予算説明資料

1 教育費国庫補助金（教育委員会）…補正綴P 8

①内 容

予算措置されている小中一貫コミュニティ・スクール事業経費について、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金（学校を核とした地域力強化プラン）」の対象となったことから追加補正するものです。

補助対象経費 333,354円 国庫補助金（1/3） 111,000円

②補正科目及び補正額

【歳入】

13款 国庫支出金 2項 国庫補助金 4目 教育費国庫補助金

1節 小中学校費補助金

（コミュニティ・スクール推進体制構築事業補助金） 111千円追加

2 企画費（まちづくり政策課）…補正綴P 10

(1) 地域コミュニティ推進事業

①内 容

笑顔輝く地域づくり支援事業の補助額が予算を上回る見込みのため追加補正するものです。

現計予算		執行見込		差 引	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
5	1,000千円	7	1,400千円	2	400千円

②補正科目及び補正額

【歳出】

2款 総務費 1項 総務管理費 7目 企画費

19節 負担金、補助及び交付金

（笑顔輝く地域づくり支援事業補助金） 400千円追加

(2) 地域情報通信基盤整備推進事業

①内 容

北電・NTT所有の電柱移設に伴い、添架している町管理の光ファイバケーブルの移設費用について、予算の不足が生じることから追加補正するものです。

現計予算	執行見込	差 引
7,021千円	10,433千円	3,412千円

②補正科目及び補正額

【歳出】

2款 総務費 1項 総務管理費 7目 企画費

13節 委託料（支障移転業務委託料）

3,412千円追加

(3) 定住・移住・交流推進事業

①内 容

浦幌町定住住宅取得補助金交付要綱により、住宅を新築又は中古住宅を取得された方に補助金を交付していますが、住宅取得者の増加により、補助額が予算を上回る見込みのため追加補正するものです。

現計予算	執行見込	差 引
10,000千円	14,050千円	4,050千円

②補正科目及び補正額

【歳出】

2款 総務費 1項 総務管理費 7目 企画費
19節 負担金、補助及び交付金（住宅建設等補助金） 4,050千円追 加

(4) うらほろスタイル推進事業

①内 容

うらほろスタイル複合施設設置に伴い、施設運営に係る諸経費及び管理業務委託料を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

2款 総務費 1項 総務管理費 7目 企画費
11節 需用費（消耗品費） 80千円追 加
"（燃料費） 296千円追 加
"（光熱水費） 263千円追 加
12節 役務費（通信運搬費） 33千円追 加
"（手数料） 383千円追 加
13節 委託料（うらほろスタイル複合施設管理業務委託料） 458千円追 加
14節 使用料及び賃借料（テレビ受信料） 6千円追 加

3 諸費（総務課）…補正綴P10

①内 容

北海道池田高等学校が今年度創立100周年の大きな節目を迎え、この度の記念事業に伴う協賛会負担金を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

2款 総務費 1項 総務管理費 13目 諸費
19節 負担金、補助及び交付金
（北海道池田高等学校創立100周年記念事業協賛会負担金） 100千円追 加

4 ふるさとづくり寄附奨励費（まちづくり政策課）…補正綴P10

①内 容

ふるさとづくり寄附返礼品（特産品）の拡充に伴い、返礼品パンフレット（カラー12頁）の印刷に係る経費を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

2款	総務費	1項	総務管理費	14目	ふるさとづくり寄附奨励費	
11節	需用費（印刷製本費）					1,800千円追加

5 戸籍住民登録費（町民課）…補正綴P8・11

①内 容

マイナンバーカード等への旧姓の併記が可能となるよう、住民基本台帳システムの情報の管理及び保存等に係る機能を改修するための経費及び戸籍事務へのマイナンバー導入に向け、戸籍システムから文字情報を収集するための経費を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

13款	国庫支出金	2項	国庫補助金	1目	総務費国庫補助金	
1節	総務費補助金					
					（社会保障・税番号制度システム整備費補助金（旧姓併記））	1,674千円追加
					（社会保障・税番号制度システム整備費補助金（戸籍事務））	254千円追加

【歳出】

2款	総務費	3項	戸籍住民登録費	1目	戸籍住民登録費	
13節	委託料（住民基本台帳システム改修業務委託料）					1,674千円追加
					（戸籍情報システムデータ収集作業委託料）	254千円追加

6 指定統計調査費（まちづくり政策課）…補正綴P8・11

①内 容

平成31年経済センサス基礎調査の調査準備が平成30年度に実施されることになったため、消耗品費を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

14款	道支出金	3項	委託金	1目	総務費委託金	
3節	統計調査費委託金（経済センサス調査委託金）					1.6千円追加

【歳出】

2款	総務費	5項	統計調査費	2目	指定統計調査費	
11節	需用費（消耗品費）					1.6千円追加

7 国民年金事務費（町民課）…補正綴P 1 1

①内 容

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律のうち、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除に関する規定が平成31年4月1日から施行されることに伴い、国民年金システムの機能を改修するための経費を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

3 款 民生費 1 項 社会福祉費 2 目 国民年金事務費
13 節 委託料（国民年金システム改修業務委託料） 3 2 4 千円追 加

8 児童福祉総務費（保健福祉課）…補正綴P 1 1

①内 容

ア) 平成32年度を始期とする第2期浦幌町子ども・子育て支援事業計画について、8月下旬に国が示す基本指針に基づき、平成30年度において、住民ニーズ調査を実施し集計分析を行い、各児童福祉サービス量の見込みを国へ報告するため、調査業務に係る委託料を追加補正するものです。

イ) 浦幌町第3期まちづくり計画（後期）実施計画において、平成31年度に実施設計を計画している浦幌町認定こども園（仮称）は、基本構想及び建設実施計画について浦幌町児童育成計画策定委員会へ諮問し、選定された町有地の現況測量及び地質調査を実施するために必要な委託料を追加補正するものです。

（建設候補地：浦幌町字東山町3番地1外9筆のうち）

②補正科目及び補正額

【歳出】

3 款 民生費 2 項 児童福祉費 1 目 児童福祉総務費
13 節 委託料
（子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料） 1, 7 6 1 千円追 加
（認定こども園建設候補地現況測量及び地質調査業務委託料） 9, 8 0 0 千円追 加

9 老人福祉総務費（保健福祉課）…補正綴P 1 1

①内 容

浦幌町屋内ゲートボール場の照明設備の一系統が漏電により故障したことから、漏電箇所での修理及び灯具安定器等の取替に係る経費を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

3 款 民生費 3 項 老人福祉費 1 目 老人福祉総務費
11 節 需用費（修繕料） 1 5 9 千円追 加

10 老人ホーム費（保健福祉課）…補正綴P12

①内 容

ア) 養護老人ホームの浴室油圧式自閉吊戸の油圧部の故障による油圧部品の取替え、オゾン水生成装置混合部の故障によるオゾンフッ素ホースと混合部品の取替え、及び厨房前室エアーカーテンが故障し停止したことによる機器取替えに係る経費を追加補正するものです。

{	内訳	浴室油圧式自閉吊戸部品取替修繕	110千円
		オゾン水生成装置部品取替修繕	215千円
		厨房前室エアーカーテン取替修繕	293千円

イ) 入浴介助を必要とする入所者に対して、浴室において安全な入浴サービスを行うため、入浴者を座らせたまま浴槽内へ移動し、お湯に肩までつかれるリフト機能付きの浴槽用入浴車1台を購入するため、備品購入費を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

3款	民生費	3項	老人福祉費	3目	老人ホーム費	
11節	需用費（修繕料）					618千円追 加
18節	備品購入費					567千円追 加

11 労働諸費（産業課）…補正綴P12

①内 容

雇用促進事業補助金が予算（5件分）を上回る見込みのため、2件分を追加補正するものです。

区 分	現計予算		実績見込		差 引	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
雇用促進 事業補助金	5	2,400千円	7	3,360千円	2	960千円

②補正科目及び補正額

【歳出】

5款	労働費	1項	労働諸費	1目	労働諸費	
19節	負担金、補助及び交付金（雇用促進事業補助金）					960千円追 加

12 畜産振興費（産業課）…補正綴P12

①内 容

近年、飼料及び資材等の高騰により、飼養に係る費用と収益に大きな乖離があることから、模範牧場の使用料の見直しについて審議を行うための経費を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

6 款	農林水産業費	1 項	農業費	5 目	畜産振興費	
1 節	報酬（委員報酬）					4 9 千円追 加
9 節	旅費（費用弁償）					1 0 千円追 加

13 林業総務費（産業課）…補正綴P 8・1 3

①内 容

浦幌町森林組合の平成30年度総会における剰余金処分の承認決定に基づき配分を受けた事業分量配当金（452,898円）及び当該配当金相当分を増資（500円×905口）するための出資金を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

15 款	財産収入	1 項	財産運用収入	2 目	利子及び配当金	
1 節	利子及び配当金（配当金）					4 5 2 千円追 加

【歳出】

6 款	農林水産業費	2 項	林業費	1 目	林業総務費	
24 節	投資及び出資金					4 5 2 千円追 加

14 林業振興費（産業課）…補正綴P 1 3

①内 容

森林整備担い手対策推進事業の対象人員の増加に伴い、町負担額の増額分を追加補正するものです。

区 分	当 初	見 込	差 引
対 象 者	23人	27人	4人
負 担 額	575,000円	639,000円	64,000円

②補正科目及び補正額

【歳出】

6 款	農林水産業費	2 項	林業費	2 目	林業振興費	
19 節	負担金、補助及び交付金					
	(森林整備担い手対策推進事業負担金)					6 4 千円追 加

15 うらほろ森林公園管理運営費（産業課）…補正綴P 1 3

①内 容

モニュメントに設置の排水ポンプが故障のため修繕料を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

6 款	農林水産業費	2 項	林業費	4 目	うらほろ森林公園管理運営費	
11 節	需用費（修繕料）					8 1 千円追 加

16 商工振興費（産業課）…補正綴P9・13

①内 容

申請件数の増加及び新規創業等における多額な設備資金の投資に対し創業支援を充実させるため、対象経費の総額・設備資金に応じた補助金額を新たに設定(上限額500万円)したことから、当該補助金を追加補正するものです。

区 分	現計予算		実績見込		差 引	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
新規創業等 促進補助金	1	3,000千円	3	15,000千円	2	12,000千円

②補正科目及び補正額

【歳入】

17款 繰入金 2項 基金繰入金 1目 基金繰入金

1節 基金繰入金（地域振興基金繰入金） 12,000千円追加

【歳出】

7款 商工費 1項 商工費 1目 商工振興費

19節 負担金、補助及び交付金（新規創業等促進補助金） 12,000千円追加

17 観光費（産業課）…補正綴P13

①内 容

留真温泉における温泉の加温制御のための電動三方弁が制御不良のため、交換に係る経費及び取水施設の土砂の堆積により、取水量が不安定な状況であることから取水施設の清掃に係る経費を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

7款 商工費 1項 商工費 2目 観光費

11節 需用費（修繕料） 270千円追加

12節 役務費（手数料） 191千円追加

18 道路維持事業費（施設課）…補正綴P13

①内 容

ア) 町道除排雪作業については、建設業者からの派遣により体制を構築し実施しておりましたが、町所有車両の運転業務を担う2名について、本年度の派遣は困難となったことから委託料を減額補正するものです。

また、本年度の除雪体制を確保するため2名の運転手を募集することから報酬を追加補正するものです。

イ) 浦幌川の河床低下に伴い、合流橋護岸工の根入長が減少しており、更なる河床低下を抑止するため機械借上料及び根固めブロックの購入費を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

8 款	土木費	2 項	道路橋梁費	2 目	道路維持事業費	
1 節	報酬（除雪運転業務報酬）					1, 594 千円追 加
13 節	委託料（道路維持整備委託料）					495 千円更正減
14 節	使用料及び賃借料（機械借上料）					1, 000 千円追 加
16 節	原材料費					1, 000 千円追 加

19 道路建設補助事業費（施設課）…補正綴 P 1 4

①内 容

平成31年度に社会資本整備総合交付金事業として新規着工する光南5丁目通及び北栄2条通改良舗装工事における、初年度着工区間の調査測量設計委託料を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

8 款	土木費	2 項	道路橋梁費	3 目	道路建設補助事業費	
13 節	委託料（調査測量設計委託料）					9, 500 千円追 加
			新規路線	光南5丁目通	L=170m	6, 500 千円
			新規路線	北栄2条通	L= 80m	3, 000 千円

20 河川管理費（施設課）…補正綴 P 1 4

①内 容

近年、自然現象の変化により局地的豪雨等が多発し、急激な河川の増水による河岸決壊や土砂堆積等で河川機能の低下も顕著になっており、農地等への被害拡大が懸念されることから、防災対策のため機械借上料及び工事請負費を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

8 款	土木費	3 項	河川費	1 目	河川管理費	
14 節	使用料及び賃借料（機械借上料）					15, 000 千円追 加
			浦幌オンネナイ川河道整備	L=500m		5, 000 千円
			茂川流布沢川河道整備	L=300m		5, 000 千円
			高松沢川河道整備	L=100m		1, 000 千円
			上出川河道整備	L=100m		1, 000 千円
			仁生川河道整備	L=100m		1, 000 千円
			旧浦幌川河道整備	L=200m		2, 000 千円

15節	工事請負費		27,000千円	追加
{	茂川流布沢川河岸整備工事	L= 80m	5,000千円	
	ケッチャウシ川河岸整備工事	L= 18m	4,000千円	
	カケス沢川河岸整備工事	L= 35m	4,000千円	
	カルシナイ川河岸整備工事	L= 20m	3,000千円	
	十六線沢川河岸整備工事	L= 20m	2,000千円	
	下頃辺川河岸整備工事	L= 30m	9,000千円	

21 災害対策費（総務課）…補正綴P9・14

①内 容

防災行政無線拡声子局（浜厚内生活館）の同軸ケーブルが不良となり通信不能となったため、現在、代替ケーブルを使用し仮復旧しています。今般、本復旧を行いたく、修繕料を追加補正するものです。

また、防災倉庫の建設について、平成30年度に実施設計、平成31年度に建設を予定していましたが、事業年度を繰り延べすることとしたため、実施設計委託料を減額補正（関連する歳入を含む。）するものです。

平成27年の水防法改正により、洪水予報河川及び水位周知河川は、河川管理者において、想定最大規模の降雨（従前は、河川整備において基本となる降雨）を前提として洪水浸水想定区域を見直し、公表することとなっており、今般、北海道において浦幌川の新たな基準による洪水浸水想定区域が平成31年度中に公表される見込みであることが判明しました。

防災倉庫の建設を予定していた浦幌市街地は、ほぼ全域が従前基準の浦幌川の洪水浸水想定区域内にありますが、浸水深の浅い地域に水害対策を施し、建設を予定していました。しかしながら、平成31年度に新たな基準での洪水浸水想定区域が公表されることから、新基準による浸水深等を参考とし、建設地や工法等を再検討することとしたため、事業年度の繰り延べを行うものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

20款 町債 1項 町債 7目 消防債

1節 消防債（防災拠点施設整備等事業債） 6,100千円更正減

【歳出】

9款 消防費 1項 消防費 3目 災害対策費

11節 需用費（修繕料） 500千円追加

13節 委託料（実施設計委託料） 6,100千円更正減

22 小学校管理費（教育委員会）…補正綴P15

①内 容

教員住宅（浦幌小学校校長住宅）に設置してある給湯ボイラーが破損し、水漏れにより燃焼不能となったことから、取替えに係る備品購入費を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

10款	教育費	2項	小学校費	1目	学校管理費		
18節	備品購入費						170千円追加

23 公債費（総務課）…補正綴P15

①内容

利率見直し方式による借入れの地方債について、利率の変更に伴う補正をするものです。なお、元利均等償還のため、変更後の利子は減額されますが、元金の償還額は増額となります。

②補正科目及び補正額

【歳出】

12款	公債費	1項	公債費	1目	元金		
23節	償還金、利子及び割引料				(長期債償還元金)		654千円追加
12款	公債費	1項	公債費	2目	利子		
23節	償還金、利子及び割引料				(長期債償還利子)		1,448千円更正減

24 過年度支出金（町民課・保健福祉課）…補正綴P15

①内容

未熟児養育医療費等国庫負担金、障害者自立支援給付費道費負担金及び障害児入所給付費等国庫負担金について、平成29年度の負担金額が確定したことから返還金を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

13款	諸支出金	1項	過年度支出金	1目	過年度支出金		
23節	償還金、利子及び割引料						
					(平成29年度未熟児養育医療費等国庫負担金返還金)		155千円追加
					(平成29年度障害者自立支援給付費道費負担金返還金)		203千円追加
					(平成29年度障害児入所給付費等国庫負担金返還金)		31千円追加

国民健康保険事業特別会計補正予算説明資料

(町民課)

1 内 容

歳入については、前年度繰越金の確定による追加補正とこれに伴う国民健康保険事業基金繰入金の減額補正、及び特定健康診査等負担金の前年度精算による特定健康診査等負担金過年度分の追加補正をするものです。

歳出については、療養給付費等負担金、療養給付費等交付金、高額医療費共同事業負担金の前年度精算による償還金の追加補正、及び一般会計から繰り入れた額を精算し、一般会計繰出金を追加補正するものです。

また、前年度繰越金から償還金等を差し引いた額を国民健康保険事業基金に積み立てるため、積立金を追加補正するものです。

2 補正科目及び補正額

【歳入】

5 款	繰入金	2 項	基金繰入金	1 目	基金繰入金	
1 節	基金繰入金 (国民健康保険事業基金繰入金)					18,298 千円更正減
6 款	繰越金	1 項	繰越金	1 目	繰越金	
1 節	前年度繰越金					36,332 千円追加
7 款	諸収入	3 項	雑入	7 目	特定健康診査等負担金	
1 節	過年度分 (特定健康診査等負担金過年度分)					19 千円追加

【歳出】

6 款	基金積立金	1 項	基金積立金	1 目	国民健康保険事業基金積立金	
25 節	積立金 (国民健康保険事業基金積立金)					3,853 千円追加
7 款	諸支出金	1 項	償還金及び還付加算金	4 目	その他償還金	
23 節	償還金、利子及び割引料 (その他返還金)					13,135 千円追加

前年度負担金、交付金精算による返還金

療養給付費等負担金 12,026 千円

療養給付費等交付金 1,243 千円

高額医療費共同事業負担金 (国庫) 183 千円

高額医療費共同事業負担金 (道費) 183 千円

合計 13,635 千円

現計予算額 500 千円

補正額 13,135 千円

7 款	諸支出金	2 項	繰出金	1 目	他会計繰出金	
28 節	繰出金 (一般会計繰出金)					1,065 千円追加

職員給与費等 225 千円

出産育児一時金 840 千円

後期高齢者医療特別会計補正予算説明資料

(町民課)

1 内 容

歳入については、前年度繰越金の確定により追加補正するものです。

歳出については、平成29年度の出納整理期間内における保険料納付に係る広域連合納付金について、北海道後期高齢者医療広域連合の取扱いに基づき、翌年度に精算するための費用及び一般会計から繰り入れた額を精算し、一般会計繰出金を追加補正するものです。

2 補正科目及び補正額

【歳入】

4款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金

1節 前年度繰越金

69千円追加

【歳出】

2款 後期高齢者医療広域連合納付金 1項 後期高齢者医療広域連合納付金

1目 後期高齢者医療広域連合納付金

19節 負担金、補助及び交付金（後期高齢者医療広域連合納付金）

7千円追加

3款 諸支出金 2項 繰出金 1目 他会計繰出金

28節 繰出金（一般会計繰出金）

62千円追加

介護保険特別会計補正予算説明資料

(町民課)

1 住宅改修費

①内 容

住宅改修費について、事業実績の増加が見込まれるため負担金を追加補正するものです。

科目	4～8月 支出済額	9～3月 支出見込額	現計予算額	補正額
住宅改修費	1,013千円	1,230千円	1,843千円	400千円

②補正科目及び補正額

【歳入】

2 款	国庫支出金	1 項	国庫負担金	1 目	介護給付費負担金	
1 節	現年度分（介護給付費国庫負担金）				80千円追 加	
2 款	国庫支出金	2 項	国庫補助金	1 目	調整交付金	
1 節	調整交付金				36千円追 加	
3 款	道支出金	1 項	道負担金	1 目	介護給付費負担金	
1 節	現年度分（介護給付費道負担金）				50千円追 加	
4 款	支払基金交付金	1 項	支払基金交付金	1 目	介護給付費交付金	
1 節	現年度分（介護給付費交付金）				108千円追 加	
6 款	繰入金	1 項	他会計繰入金	1 目	一般会計繰入金	
1 節	介護給付費繰入金				50千円追 加	
6 款	繰入金	2 項	基金繰入金	1 目	給付費準備基金繰入金	
1 節	介護給付費準備基金繰入金				76千円追 加	

【歳出】

2 款	保険給付費	1 項	介護サービス等諸費	6 目	住宅改修費	
19 節	負担金、補助及び交付金（住宅改修費保険者負担金）				400千円追 加	

2 介護保険事業費補助金、一般会計繰入金

①内 容

システム改修業務に係る国庫補助金の内示により財源を更正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

2 款	国庫支出金	2 項	国庫補助金	3 目	介護保険事業費補助金	
1 節	介護保険事業費補助金				756千円追 加	
6 款	繰入金	1 項	他会計繰入金	1 目	一般会計繰入金	
4 節	事務費繰入金				756千円更正減	

3 介護給付費準備基金等積立金、償還金、他会計繰出金

①内 容

歳入については、前年度繰越金の確定による追加補正とこれに伴う給付費準備基金繰入金の減額補正、及び前年度の地域支援事業費が確定したことによる地域支援事業交付金過年度分の追加補正をするものです。

歳出については、前年度の保険給付費及び地域支援事業費が確定したことにより、それぞれ受入済額が超過したため、国、北海道及び社会保障診療報酬支払基金へ返還する償還金の追加補正、及び一般会計から繰り入れた額を精算し、一般会計繰出金を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

4 款	支払基金交付金	1 項	支払基金交付金	2 目	地域支援事業交付金	
2 節	過年度分（地域支援事業交付金過年度分）					1 2 7 千円追 加
6 款	繰入金	2 項	基金繰入金	1 目	給付費準備基金繰入金	
1 節	介護給付費準備基金繰入金					6, 2 5 1 千円更正減
7 款	繰越金	1 項	繰越金	1 目	繰越金	
1 節	前年度繰越金					2 0, 4 6 3 千円追 加

【歳出】

6 款	諸支出金	1 項	償還金及び還付加算金	2 目	償還金	
23 節	償還金、利子及び割引料（償還金）					1 0, 8 8 0 千円追 加
			前年度負担金、交付金精算による返還金			
			介護給付費負担金（国庫）			6, 6 4 7 千円
			介護給付費負担金（道費）			2, 3 0 9 千円
			介護給付費交付金			2 8 0 千円
			地域支援事業交付金（国庫）			1, 0 2 0 千円
			地域支援事業交付金（道費）			6 2 4 千円
6 款	諸支出金	2 項	繰出金	1 目	他会計繰出金	
28 節	繰出金（一般会計繰出金）					3, 4 5 9 千円追 加
			保険給付費			2, 6 4 9 千円
			地域支援事業費			4 8 2 千円
			給与費等			3 2 8 千円

浦幌町立診療所特別会計補正予算説明資料

(町立診療所)

1 内 容

歳入については、前年度繰越金の確定による追加及びこれに伴う一般会計繰入金を減額補正するものです。

歳出については、大腸内視鏡の撮影スイッチ及び操作部の経年劣化に伴う修繕料を追加補正するものです。

2 補正科目及び補正額

【歳入】

1 款	繰入金	1 項	他会計繰入金	1 目	一般会計繰入金	
1 節	一般会計繰入金					1 3, 2 8 3 千円更正減
2 款	繰越金	1 項	繰越金	1 目	繰越金	
1 節	前年度繰越金					1 3, 7 1 3 千円追 加

【歳出】

1 款	診療所費	1 項	診療所費	2 目	医業費	
11 節	需用費 (修繕料)					4 3 0 千円追 加

公共下水道特別会計補正予算説明資料

(施設課)

1 内 容

歳入については、前年度繰越金の確定による追加及びこれに伴う一般会計繰入金を減額補正するものです。

歳出については、砂ろ過機処理水洗浄器、雑用水ポンプユニットの故障に伴う修繕料及び新築住宅への公共汚水桝新設に伴う工事請負費の追加並びに下水道事業債の利率見直しによる償還金、利子及び割引料を減額補正するものです。

2 補正科目及び補正額

【歳入】

5 款	繰入金	1 項	他会計繰入金	1 目	一般会計繰入金	
1 節	一般会計繰入金					4, 281 千円更正減
6 款	繰越金	1 項	繰越金	1 目	繰越金	
1 節	前年度繰越金					5, 327 千円追 加

【歳出】

1 款	総務費	2 項	施設管理費	2 目	処理場管理費	
11 節	需用費 (修繕料)					600 千円追 加
2 款	事業費	1 項	下水道建設費	1 目	下水道建設費	
15 節	工事請負費					1, 100 千円追 加
3 款	公債費	1 項	公債費	2 目	利子	
23 節	償還金、利子及び割引料 (長期債償還利子)					654 千円更正減

個別排水処理特別会計補正予算説明資料

(施設課)

1 内 容

歳入については、前年度繰越金の確定による追加及びこれに伴う一般会計繰入金を減額補正するものです。

歳出については、消費税確定申告に伴う公課費を追加補正するものです。

2 補正科目及び補正額

【歳入】

4 款	繰入金	1 項	他会計繰入金	1 目	一般会計繰入金	
1 節	一般会計繰入金					7 7 4 千円更正減
5 款	繰越金	1 項	繰越金	1 目	繰越金	
1 節	前年度繰越金					8 2 4 千円追 加

【歳出】

1 款	総務費	1 項	総務管理費	1 目	一般管理費	
27 節	公課費 (消費税)					5 0 千円追 加

簡易水道特別会計補正予算説明資料

(施設課)

1 内 容

歳入については、前年度繰越金の確定による追加及びこれに伴う一般会計繰入金を減額補正するものです。

歳出については、消費税確定申告に伴う公課費及び浦幌、幾千世、川上、厚内の浄水場取水施設が降雨により土砂が堆積したため、土砂撤去に係る機械借上料並びに新築住宅への量水器設置に伴う原材料費を追加補正するものです。

2 補正科目及び補正額

【歳入】

4 款	繰入金	1 項	他会計繰入金	1 目	一般会計繰入金	
1 節	一般会計繰入金					5, 4 9 5 千円更正減
5 款	繰越金	1 項	繰越金	1 目	繰越金	
1 節	前年度繰越金					9, 2 9 5 千円追 加

【歳出】

1 款	総務費	1 項	総務管理費	1 目	一般管理費	
27 節	公課費 (消費税)					1, 4 0 0 千円追 加
1 款	総務費	1 項	総務管理費	2 目	施設管理費	
14 節	使用料及び賃借料 (機械借上料)					1, 1 0 0 千円追 加
2 款	事業費	1 項	事業費	1 目	給水事業費	
16 節	原材料費 (工事材料費)					1, 3 0 0 千円追 加